政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標 (「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見(案)

> 平成19年2月14日 男女共同参画会議

男女共同参画会議は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標 (「2020 年 30%」の目標)のフォローアップについて、男女共同参画社会基本法第22条第3号の規定に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の意見を述べるものである。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、社会の構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が不可欠である。こうしたことから、男女共同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要であり、「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)においても、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標が盛り込まれるとともに、「各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、(中略)目標達成に向けて計画的に取組を進める」こととされている。

我が国の女性の政策・方針決定過程への参画状況は、国際的に見ても極めて不十分であり、国が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、政府に対しては、以下のとおり、同目標における「指導的地位」の定義を定めるとともに、毎年フォローアップを行うことを通じて、計画的に更なる取組を進め、また、地方公共団体及び民間団体にも広く協力を要請することを期待する。

1 「指導的地位」の定義

国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)の算出方法等を踏まえ、 議会議員、 法人・団体等における 課長相当職以上の者、 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える。

2 フォローアップの実施

毎年、政府において、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合に関する状況を取りまとめ、公表することを要望する。

上記の「指導的地位」の定義に該当する者については、社会のあらゆる分野においてその女性割合を正確かつ網羅的に把握できることが理想的であるが、これに合致する統計等が現状では不十分であることから、 主要な分野の状況を示すことができること、 各分野において代表性があること及び データが公開され、時系列に把握可能であることに留意しつつフォローアップのための分野及び指標の項目を選定することが望ましい。 具体的には、現状において別紙のような分野及び項目(注)が考えられる。フォローアップにあたっては、政府においてこれらについて、必要に応じ見直しを行った上、毎年数値を調査、公表することを期待する。

(注)分野及び項目については、代表例・例示という位置づけであって、 別紙に含まれないことをもって、指導的地位ではないということを意味 するものではない。

別紙は資料4-1の別紙と同じ